

制動液漏れ警報装置試験

1. 総則

制動液漏れ警報装置試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号) 別添「制動液漏れ警報装置の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験項目

試験は、次の 2 項目に分けて行う。

2.1 警報装置作動試験

当該技術基準 2. に定める試験方法により試験した場合に警報装置が規定どおり作動するかどうか試験する。

2.2 警報確認試験

警報する装置の警報音の大きさ、又は灯光が当該技術基準に規定する性能を有するかどうか試験する。

3. 騒音計

(1) 警報音の大きさを測定する装置として騒音計を使用し、使用開始前に十分に暖機し、その後校正を行った上で使用すること。騒音計は、JIS C 1509-1:2017 クラス 1 によるもの又はこれと同等の性能を有するものであること。

(2) 周波数補正回路の特性は、A 特性とする。

(3) 指示機構の動特性は、「速い動特性 (FAST)」を有する騒音計等にあつては、「速い動特性 (FAST)」とする。

4. 試験条件

各試験の試験条件は、それぞれ次のとおりとする。

4.1 警報装置作動試験

(1) 試験は、主制動装置の各配管系統についてそれぞれ行うこと。

(2) 試験開始時のサプライタンクの制動液量は、正規最大量にすること。なお、大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、サプライタンクが作動油タンクとなる自動車にあつては、蓄圧器 (アキュームレータ) をサプライタンクと読み替えることができるものとする。

(3) 制動倍力装置は、通常の作動状態にしておくこと。

4.2 警報確認試験

(1) 警報装置は、設計電圧を加えて吹鳴又は点燈させること。

(2) 警報音の大きさは、次の位置にマイクロホンを置いた騒音計で測定すること。

マイクロホンの位置：車両中心線を含む鉛直面と、運転者席のシーティングレファレンスポイント (JIS D 4607 又は ISO 6549 に規定された人体模型を座席に着座させた場合における人体模型 H 点 (当該模型の股関節点) の位置) 又はこれに相当する座席上に設定した設計上の位置を通りこの鉛面に垂直な直線との交点の直上 60cm の高さに水平前向きに置く。

5. 測定及び観測項目

この試験で測定及び観察する項目は、次のとおりとする。

5.1 警報装置作動試験

- (1) 警報装置が作動するまでの主制動装置ブレーキペダルの各操作時における踏力の最大値
- (2) 警報装置が作動したときのサプライタンクの制動液の残留量

5.2 警報確認試験

- (1) 音により警報する装置にあつては、警報音の A 特性の音量
- (2) 灯光により警報する装置にあつては、その色及び取付位置

6. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、附表の様式に記入する。

- 6.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 6.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 6.3 操作力の最小読取りは 5N とする。
- 6.4 サプライタンク正規最大量と制動液残留量の単位は ml とし、小数第 1 位以下を切り捨てる。
- 6.5 残留率の単位は%とし、小数第 1 位以下を切り捨てる。
- 6.6 警報音及び暗騒音の大きさは小数第 1 位まで計測し、小数第 1 位を四捨五入した整数値を記載する。

付表

制動液漏れ警報装置の試験記録及び成績

車名・型式 (類別)	試験期日	年	月	日
警報装置の形式	試験場所			
警報の種類	試験担当者			
サプライタンク正規最大量 (A ₁)	ml	(A ₂)	ml	

1. 試験記録

系統の別	操作回数	操作力 (N)	サプライタンクの制動液残留量 (ml)	備考
1	1		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (B ₁) 合計 ml	
	2			
	3			
	・			
	・			
2	1		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (B ₂) 合計 ml	
	2			
	3			
	・			
	・			

2. 成績

(1) 残留率

$(B_1) / (A_1) \times 100 = (\quad \%)$ $(B_2) / (A_2) \times 100 = (\quad \%)$

(2) a. 音によるもの 音 量 dB(A)

測定時暗騒音 dB(A)

b. 灯火によるもの 灯光の色 色 W数 W

備考
